

(資料1-2)

指定紛争解決機関の紛争解決手続実施状況
(令和7年4月1日～令和7年9月30日)

2. 紛争解決手続の実施状況

(単位：件)

(指定紛争解決機関名)	(1)紛争解決手続件数(当期の状況)						(2)紛争解決手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)									(3)紛争解決手続(不承諾及び移送を除く)の所要期間(当期の既済事件)					
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	成 立		成 立 以 外							計	1月未満	1月以上 3月未満	3月以上 6月未満	6月以上	計
							和解	特別調停	見込みなし	双方の離脱	一方の離脱	不承諾	移送	その他							
全国銀行協会	31	50	43%	81	43	38	14	0	26	0	3	0	0	0	43	0	21	7	15	43	
信託協会	0	0	増減なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
生命保険協会	288	145	▲25%	433	160	273	9	32	117	0	2	0	0	0	160	7	11	53	89	160	
日本損害保険協会	274	364	14%	638	302	336	115	0	172	0	15	0	0	0	302	1	49	160	92	302	
保険オンブズマン	5	5	▲44%	10	6	4	3	0	3	0	0	0	0	0	6	0	2	4	0	6	
日本少額短期保険協会	5	9	▲44%	14	11	3	1	5	5	0	0	0	0	0	11	1	6	3	1	11	
証券・金融商品 あっせん相談センター	53	71	▲28%	124	82	42	60	0	20	0	1	0	0	1	82	0	17	54	11	82	
日本貸金業協会	2	3	増減なし	5	2	3	0	0	1	0	1	0	0	0	2	0	0	0	2	2	
合計	658	647	▲4%	1,305	606	699	202	37	344	0	22	0	0	1	606	9	106	281	210	606	

(注1) 各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

(注2) 計数は速報値である。

【凡例】

- 和 解・・・紛争解決委員が提示する和解案により解決したもの。
- 特 別 調 停・・・紛争解決委員が提示する特別調停案(和解案であって、金融機関が原則受け入れなければならないもの)により解決したもの。
- 見込みなし・・・紛争解決委員が、紛争解決手続によっては、和解が成立する見込みがないと判断して終了したものなど。
- 双方の離脱・・・紛争の当事者双方が、紛争解決手続によっては紛争の解決を図ることはしないこととして、合意により終了したもの。
- 一方の離脱・・・紛争の当事者のいずれか一方が、申立ての取下げや手続からの離脱により終了したもの。
- 不 応 諾・・・顧客の不承諾及び金融機関の正当な理由のある不承諾。
- 移 送・・・紛争解決委員が、他の指定紛争解決機関の紛争解決手続に付することが適当と認めたもの。
- そ の 他・・・紛争解決手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。